



私法と契約



概要

1 契約は生活を豊かにするものであること

私たちの生活は、契約に囲まれているといつても過言ではありません。

例えば、コンビニでお弁当を買う（売買契約）、電車に乗る（旅客運送契約）、スキー場でスキーウエアやスキー板を借りる（賃貸借契約）、友達からお土産をもらう（贈与契約）、これらは全て契約です。私たちには、契約を一度もしないまま一日を過ごす日はないかもしれません。

旅行に行ったり、コンサートに行ったりといった趣味を楽しむ際にも、契約が必要ですし、将来的には、資金の融資を銀行から受けて会社を立ち上げるなどといった形で契約と関わる生徒もいるかもしれません。

このように契約は、人が生きていく上で避けては通れないものです。そして、人々の生活や社会を豊かにするためにあるものであると言えます。

2 契約の基本的な考え方

（1）契約とは

契約とは、当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致することで成立する約束のことです。

例えば、「この本を1,000円で売る」、「この本を1,000円で買う」という売手と買手の意思表示が合致することで売買契約が成立します。

売買契約のほか、贈与契約、賃貸借契約、雇用契約など様々な形の契約があります。これらはいずれも、意思表示が合致したといえれば、契約書を作成しなくとも契約が成立します。それがたとえ口約束であっても、当事者間の意思表示が合致した以上、契約は成立するのです。

他方、例えば、自分の名前が書かれた、身に覚えのない契約書が存在していたとしても、当事者双方の意思表示の合致がなければ、契約が成立したとは言えません。

（2）契約自由の原則（私的自治の原則）

契約の基本的な考え方として、契約自由の原則（私的自治の原則）があります。

契約自由の原則は、個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のことを言います。私的自治の原則も、ほぼ同じことを意味しています。

この契約自由の原則（私的自治の原則）は、個人の自由を尊重し、国家はできるだけ私人同士の関係に干渉すべきではないという近代法の考え方に基づいています。

具体的には、

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

というものです。

契約の成立には両当事者の合意が必要ですので、片方の当事者だけが契約の成立を望んでいたとしても、もう片方の当事者がそれを拒めば、契約は成立しません。

そして、両当事者が自分の意思で合意して契約が成立した以上は、契約の効力として、両当事者にそれぞれ権利と義務が発生し、義務を履行する責任が生じます。

例えば、商品の売買契約であれば、売主には代金を請求する権利と商品を引き渡す義務が生じる一方で、買主には商品の引渡しを求める権利と代金を支払う義務が生じ、それぞれ義務を履行する責任が生じます。

もし、結んだ契約の内容がきちんと実行されない、例えば、代金を支払ったのに商品がもらえない、事前にアパートの家賃を支払っているのに別の人気が住んでいたなどといったことが当たり前に起こる社会だったら、どのような事態になるでしょうか。そのような社会であれば、安心して、物を買ったり、アパートを借りたりといった経済活動ができなくなってしまいます。

また、売主や貸主の立場から考えても、商品を引き渡したのに代金を支払ってもらえない、アパートを貸したのに家賃を支払ってもらえないなどといったことが当たり前に起こる社会であれば、誰も物を売ったり、貸したりしようとは考えなくなるでしょう。

そのようなことにならないよう、皆が安心して契約を結ぶことができるよう、契約が成立した以上は、両当事者にそれぞれ義務を履行する責任が生じるのです。

同じ理由から、一度成立した契約を当事者いずれかの都合で解消することは、原則としてできません。

もっとも、このような考え方は、契約を結ぶ時点で、両当事者が自分の意思で合意して契約をしていることが前提となっています。

ですから、契約した時点で、どちらかの意思が不完全であれば、意思表示が合致したとはいえず、その契約は解消できることになります。

3 実質的な平等を図るための例外

契約自由の原則は、対等な個人同士の契約を前提としています。しかし、現実の社会に目を向けると、必ずしも、対等な個人の間でばかり契約が行われているとは限りません。例えば、一般の消費者と事業者との間には、商品に対する情報の質や量、交渉力に格段の差があることは明らかです。

消費者などの社会的・経済的弱者に一定の保護を与えることなく、対等な個人を前提とする契約自由の原則を徹底すると、事業者などの社会的・経済的強者にとって有利な契約ばかりが成立しかねず、かえって不平等や不公正な結果となってしまいます。

そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正（制限）され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められたりと、例外的に特別な制度が設けられています。

- 消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目して、消費者を保護し、事業者との間での実質的平等を図るために設けられた制度・規定



→クーリング・オフ制度（特定商取引に関する法律）、事業者の不当な勧誘や契約条項から消費者を守るための規定（消費者契約法）

- 労働者を保護し、雇用者との間での実質的平等を図るために設けられた規定

→労働基準法、最低賃金法

これらの特別な制度によって、社会的・経済的弱者を保護するための様々な手当が行われています。

このような社会的・経済的弱者を保護するための特別な制度を授業で取り上げる際には、

- 契約は身近なものであり、人々の生活を豊かにするものであること
- 契約の基本的な考え方として、契約自由の原則があること
- 契約の内容は守らなければならず、一度結んだ契約は原則として解消できないこと

を前提として、「なぜ契約自由の原則に例外があるのか」を考えさせた上で取り上げると、生徒の理解がより深まるものと思われます。

※ 参考：消費者教育に関するウェブサイト

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

コラム

契約は誰でも結ぶことができるのか

(未成年者による契約と成年後見制度について)

職業・性別などにかかわらず、誰でも、契約を結ぶことができるというのが原則です。しかし、契約には、責任・義務が伴いますので、十分な判断能力を有しない人が契約を結び、不利益を負うこと为了避免のため、日本の民法では、大きく分けて二つの例外規定を置いています。

その一つ目は未成年者による契約の取消しで、二つ目は成年後見制度です。

①未成年者による契約の取消しについて

未成年者は、成年者と比べて、一般的に、知識、経験、判断能力が未熟です。

ですから、未成年者が行う契約によって生じ得る不利益から未成年者を保護するため、民法では、原則として、未成年者が法定代理人（両親など）の同意を得ないで行った法律行為（契約など）は取り消すことができると定められています。

もっとも、以下のような場合には、未成年者であることを理由として契約を取り消すことはできません。

- ・単に権利を得、義務を免れる行為（未成年者に不利益が生じないため）
 - 例. 物をもらう契約、支払を免除される契約などの場合
- ・法定代理人が処分を許した財産の処分（法定代理人の判断を経ているため）
 - 例. 小遣いで買い物をするなどの場合
- ・未成年者が詐術を行った場合（自ら保護の利益を放棄しているため）
 - 例. 年齢を20歳以上であるなどと偽ったような場合

なお、2018年（平成30年）6月に民法の一部を改正する法律が成立し、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりましたので、その施行日（2022年4月1日）以降は、18歳以上の人には、未成年者であることを理由として、契約を取り消すことができなくなります。

②成年後見制度について

成年であっても、病気、障害、高齢などの理由で、判断能力が不十分な人もいます。その人たちが、自身の行った契約によって不利益を被ることのないよう、保護し、支援するため、成年後見制度が定められています。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。成年後見人等には、本人の子などの親族のほか、弁護士、司法書士などの専門家が選ばれることも多くあります。



指導案 契約とは何か

●目標

- ・契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- ・私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ・具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。
- ・契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通じて、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

また、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにすることをねらいとした単元の一部として指導する場合には、新学習指導要領の家庭科「家庭基礎」及び「家庭総合」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画

・基本編 ~「桃太郎」における桃太郎とサルとの間の契約~ 【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な契約例を考えさせる。 ・「契約をしたことがあるか」と発問する（拳手など）。 ・「どのような契約をしたのか」と発問する。 	<p>以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを理解させる。</p> <p>[契約の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 店で商品を買う（売買契約） ● 友達から旅行のお土産をもらう（贈与契約） ● スキー場でスキーウエアやスキー板を借りる（賃貸借契約） ● アルバイトをする（雇用契約） ● 携帯電話を契約する
	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約自由の原則（私的自治の原則）を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 私法と契約の概要「2(2)契約自由の原則（私的自治の原則）」→44ページ
展開① (7分)	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート1」を配布し、課題を把握させる。 	<p>※本教材の基本編においては、生徒にとって身近なテーマを基に「契約」について考えさせるため、童話「桃太郎」を取り上げているが、「鬼退治」を「人に危害を加えることを内容とする契約」として捉えた場合、日本の民法では、かかる契約は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為」（民法第90条）として無効とされる場合がある。</p>
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク（桃太郎役とサル役の2名以上） <ul style="list-style-type: none"> ・桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。 	<p>生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し、合意事項3～5欄に、必要と考える事項を記入させる。</p> <p>作成した契約書の評価は講評において行うが、この時点で作成した契約書の内容について発表させてもよい。</p>
展開② (18分)	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。 (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。 ② (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。 (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。 ③ サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。 	

**● グループワーク**

- ・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、①～③の事例について、それぞれ理由も含め検討させる。

展開①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。

時間に応じて、事例①～③の一部のみを取り扱ってもよい。

● 事例①**[目的]**

契約内容は、当事者間の合意によって決まること、合意したことは守る責任があることを理解させる。

[解答例]

- (1) 答え：洗濯はしなくてもよい

理由：「サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする」との内容で合意しており、洗濯の仕事については合意していないため。

- (2) 答え：支払う必要がある

理由：「桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う」と、移動期間中もきびだんごを支払うとの内容で合意しているため。

補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「きびだんごの数を3個増やして洗濯の仕事を追加する」など。

● 事例②**[目的]**

誰とどのような内容の契約をするのかは自由であること、「他の人と同じかどうか、平等かどうか」ではなく「当事者同士がその内容で合意したかどうか」が重要であることを理解させる。

[解答例]

- (1) 答え：支払う必要はない

理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、桃太郎は、サルとキジと同じ報酬とすることを強制されない。

	<p>(2) 答え：解消することはできない 理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、サルは、キジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできない。</p> <p>補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「サルの仕事を増やした上で、1日15個のきびだんごを支払うことにする」など。</p>
● 事例③ [目的]	<p>考える前提にうそがあった場合、それを基にした合意は、本当の合意とはいえないことを理解させる。</p> <p>[解答例] 答え：解消することができる 理由：「悪い鬼を退治する」のか、「平和に暮らしている鬼から金品を強奪する」のかという重要部分で、募集要項にうそがあった。前提にうそがあった以上、サルと桃太郎との合意は本当の合意とはいえないでの、サルは契約を解消することができる。</p>
展開③ (3分)	● 契約自由の原則について復習させる。
展開④ (4分)	<p>● 契約自由の原則が修正される場合について説明する。 ※発展編①も合わせて行う場合には、発展編①の解説時に説明してもよい。</p>
まとめ① (10分)	<p>● 講評 ・展開①で作成した契約書について、教員による講評を行う。</p> <p>[評価のポイント] ● 「合意」に注目しているか。 ● 現実的なものか。 ● どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。</p>



		<p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none">● 将来的に生じうるトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。● 合意内容（契約書の内容）は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等）● 合意内容の例<ul style="list-style-type: none">・「鬼退治の仕事が成功した場合には、桃太郎は、サルに対し、成功報酬として、50個のきびだんごを支払う」● 不適切な合意内容の例<ul style="list-style-type: none">・「この契約は、いかなる理由があっても、解消できないこととする」 →社会通念上、不当な合意内容であるため、不適切である。・「サルが仲間の雰囲気を乱した場合は、罰を与える」 →「仲間の雰囲気を乱した場合」がどのような場合なのか、どのような内容の「罰」が与えられるのか、いずれも曖昧で、人によってその解釈が異なるため、新たなトラブルを招きかねず、不適切である。
まとめ② (3分)	<ul style="list-style-type: none">● まとめ<ul style="list-style-type: none">・教員によるまとめを行う。 ※発展編を行う場合は、まとめの前に行うこと。	<p>自由に契約を結ぶことで、私たちの生活は豊かになっている。</p> <p>ただし、契約には責任・義務も伴うので、安易な合意はせず、よく考えることが大切である。</p>

・発展編① ~コンビニエンスストアの店長とアルバイト店員との間の契約~

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展①	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークシート2」を配布し、課題を把握させる。 	<p>[目的] 契約自由の原則が制限される場合について、事例を通じて理解させる。</p>
<p>問 次の事例について考えてみよう。 Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク 	<p>[解答例] 答え：無効である 理由：合意事項2及び3に関し、以下の問題があるため、たとえXが納得したとしても、この契約は無効である。</p> <p>2 最低賃金法で、たとえ研修中であっても、労働者に対し、定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければならないと規定。</p> <p>3 労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上の休日を与えなければならないと規定。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金法、労働基準法が定められた趣旨を検討させる。 	<p>一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場が強い。 当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりする恐れがある。 こうしたことから、契約自由の原則の修正（制限）という考え方方が生まれた。</p>



・発展編②～電子商取引（Eコマース）により商品の売買を行った場合の売買契約～

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展②	<ul style="list-style-type: none">●課題把握<ul style="list-style-type: none">・「ワークシート3」を配布し、課題を把握させる。	
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none">●グループワーク<ul style="list-style-type: none">・売主と買主の間の契約書を作成させる。	授業の進め方は、基本編の展開①(→49ページ)と同様。
	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。</p> <p>Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none">●グループワーク<ul style="list-style-type: none">・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、「契約解消の可否」、「差額返金の可否」について、それぞれ理由も含め検討させる。	<p>[解答例]</p> <p>答え：契約を解消することはできない 差額の返金を受けることはできない 理由：合意の内容は「○○サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る」ことであり、Xはその合意のとおりに行動している（サイトに掲載したコートをYに郵送している）以上、原則として、契約を解消することはできない。 ただし、Xが、あえて、サイトを見た人が、ブランドAのコートだと勘違いするような記載をしていたといえる場合（例えば、ブランドBのコートを着たXの写真の周りに、ブランドAのロゴを貼っているなど）は、「前提にうそがある場合」として、契約を解消できる場合もあり得る。</p>
	<ul style="list-style-type: none">●講評<ul style="list-style-type: none">・作成した契約書について、教員による講評を行う。	<p>[評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none">●「合意」に注目しているか。●現実的なものか。●どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。 <p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none">●インターネットを通じた取引の特殊性（実物を見ることがないため、トラブルも生じやすい）も考えた上で、生じ得るトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。

- 合意内容（契約書の内容）は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等）
- 合意内容の例
 - ・「送料は、Xの負担とする」
- 不適切な合意内容の例
 - ・「この契約は、いかなる理由があっても、解消できないこととする」
→社会通念上、不当な合意内容であるため、不適切である。

※契約書の評価に当たっては、問2のトラブルも踏まえて、合意事項1, 2の修正を検討させたり、追加合意事項としてどのようなことを定めておくべきであったかを再検討させたりしてもよい。



仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！

村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

募集要項

鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。
船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルの考え方

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。

合意事項2. 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。

合意事項3. _____

合意事項4. _____

合意事項5. _____

問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

①	<p>鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやつてくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。</p> <p>(1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。</p> <p><input type="checkbox"/>洗濯をしなければならない <input type="checkbox"/>洗濯はしなくてもよい (理由)</p> <p>(2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>支払う必要がある <input type="checkbox"/>支払う必要はない (理由)</p>
②	<p>鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。</p> <p>(1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>支払う必要がある <input type="checkbox"/>支払う必要はない (理由)</p> <p>(2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。</p> <p><input type="checkbox"/>解消することができる <input type="checkbox"/>解消することはできない (理由)</p>
③	<p>サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていてことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。</p> <p>サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。</p> <p><input type="checkbox"/>解消することができる <input type="checkbox"/>解消することはできない (理由)</p>



問 次の事例について考えてみよう。

Xは、コンビニエンスストアAでアルバイトをしようと考えている。

コンビニエンスストアAは、Xに対して、以下のような条件を提示した。

合意事項1. Xは、コンビニエンスストアAにおいて接客等の業務を行う。

合意事項2. コンビニエンスストアAは、Xに対し、合意事項1の業務の報酬として、1時間当たり900円を支払う。ただし、雇用後1か月の間は、研修期間とし、その期間は報酬（給料）を支払わない。

合意事項3. Xの夏休み期間である8月は、1か月間毎日働く。

Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。

有効である 無効である

(理由)



ワークシート3



年 組 番 氏名 _____

売ります

人気ブランドのコート

を5万円で売ります。

早い者勝ちです。

コートは郵送します。

代金は、先払い、振込

でお願いします。



売主Xが○○サイト上に掲載した紹介文

これ、ブランドAのコートだ！写真の子が着ているワンピースも、持っているバッグもブランドAの物だし、間違いないよね。買おうと思っていたのに、限定品で売り切ってしまった商品だから、絶対欲しいな。新品だと7万円くらいするのに、中古品だから5万円で買えるなんてラッキーだな。

紹介文を見た
買主Yの考え

問1 契約書を作つてみよう。

契 約 書

合意事項1. Xは、Yに対し、○○サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る。

合意事項2. Yは、Xの口座に5万円を振り込み、Xは、入金が確認でき次第、Yの家宛てにコートを郵送する。

合意事項3. _____

合意事項4. _____

合意事項5. _____

**問2** 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

Yは、ブランドAのコートだと思って購入申込みをして5万円を振り込んだが、届いたコートをよく見てみると、ブランドAによく似たブランドBのものだった。

なお、ブランドAもブランドBも知名度の高い人気ブランドであるが、ブランドAの方がブランドBよりも高価な商品を取り扱っていることが多い。

Yは、Xに「人気ブランドと書いてあったし、コートと一緒に写っていたワンピースもバッグもブランドAのものだったから、ブランドAのコートだと思って買ってしまった。ブランドBのものだったら必要ないので、契約を解消してほしい。それが無理なら、ブランドBのコートだと新品でも5万円くらいだから、その分値引きして差額分を返金してほしい」とメールを送ったところ、Xから、「ブランドAのコートなんて書いていないし、ブランドBも人気のあるブランドだよ。写真だって付けたんだから、間違える方が悪いと思う。それに、ほとんど着ていなくて綺麗な状態だから、新品と同じ値段にしただけです。契約は解消しないし、差額分の返金もしません」と返信がきた。

Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。

[契約] 解消することができる 解消することはできない

(理由)

[差額] 返金を受けることができる 返金を受けることはできない

(理由)